

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 31 年 1 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800076号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800035号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B出張所(以下「B出張所」という。現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年2月1日から昭和37年8月1日に訂正し、同年8月から昭和38年1月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和37年8月1日から昭和38年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和37年8月1日から昭和38年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年8月1日から昭和38年2月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間についても、B出張所に継続して勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者は、オンライン記録により、A社D出張所(以下「D出張所」という。)における厚生年金保険の被保険者資格を昭和37年8月1日に喪失し、その後B出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年2月1日に、被保険者資格を取得していることが確認できるところ、C社から提出された在職証明書により、訂正請求記録の対象者は、A社において、昭和31年5月19日に採用され、平成6年*月*日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社から提出された第17期営業報告書により、D出張所の閉鎖日は昭和37年3月31日であり、B出張所の開設日は同年4月1日であったことが確認できることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてB出張所に勤務していたと認められる。

さらに、オンライン記録により、B出張所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、請求期間においては適用事業所ではないが、昭和37年8月1日にD出張所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和38年2月1日にB出張所で被保険者資格を取得した8人（訂正請求記録の対象者を含む。）の中の複数の同僚は、請求期間もB出張所に勤務していた旨陳述・回答していることから、B出張所は、請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

加えて、D出張所の閉鎖によってB出張所で厚生年金保険被保険者資格を同時期に取得している同僚から提出された請求期間に係る給料計算書により、当該同僚は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、B出張所において、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和37年8月から昭和38年1月までの標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のB出張所における同年2月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和37年8月1日から昭和38年2月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、B出張所は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、事業主は、厚生年金保険新規適用届を提出していなかったと認められることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。